

奈良糖尿病療養指導士認定委員会会則

第1条（名称）

本機構の名称は、奈良糖尿病療養指導士（CDE なら）認定委員会とする。

第2条（目的）

本機構は、奈良県における糖尿病教育の正しい知識及び技術の普及・啓発を図るための医療スタッフの養成及び認定を目的とする。

第3条（事業）

1. 本機構の相互連絡、並びに研修プログラムの策定と実施・認定を行う。
2. その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。
3. 講習会を定期的に行う。
4. 上記の事業を行うため実務委員会を組織する。
5. 奈良糖尿病療養指導士（CDE なら）の新規ならびに更新認定を行う。

第4条（構成員）

1. 本機構の趣旨に賛同した構成団体（奈良県糖尿病協会および協力団体）から選出された者とする。
2. 構成団体については委員会にて審議・承認する。

第5条（委員会）

1. 構成団体から推薦された者をもって構成する。
2. 委員会によって代表を含めた役員を決定する
3. 委員会は各委員会を設置し委員長・委員を委嘱する。
4. 会長は委員会を招集し、本機構の運営方針を決定する。

第6条（役員）

本機構の企画、運営を行うため、下記の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 会計 1名
4. 顧問 若干名

任期は2年とする。役員は再選を妨げないものとする

第7条（運営）

本機構は委員会及び委員会が任命する実務委員会が運営するものとする。

第8条（会計）

1. 本機構の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - 1) 認定講習会参加者負担金
 - 2) 寄付金品
 - 3) 事業に伴う収入
 - 4) その他の収入
2. 本機構の毎年度の収支決算は会計が作成し、会計監事の監査を受け、構成団体に報告を行う。
3. 会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第9条（事務局）

本機構の事務局を奈良県立医科大学 糖尿病・内分泌内科学講座内におく。

附則

本会則は、2017年7月1日から施行する。

2023年1月1日 改訂

2024年4月1日 改訂